

静岡県庁インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学生等に対し静岡県知事部局、企業局及び議会事務局（以下「県庁」という。）における就業体験の機会を与え、学生等の職業意識の向上及び県政に対する理解を深めることを目的に実施するインターンシップに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「学生等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。以下「大学等」という。）の学生をいう。

2 この要綱において「インターンシップ」とは、県庁において実習を希望する学生等を受け入れて、実習を行わせることをいう。

3 この要綱において「学生実習生」とは、次条第2項の規定による受入れの決定を受け、県庁において実習を行う学生等をいう。

(学生実習生の受入手続)

第3条 大学等は、その教育の一環として県庁における学生等のインターンシップを希望するときは、インターンシップがこの要綱に従い行われることについて承諾した上で、静岡県知事、企業局長及び静岡県議会議長（以下「県」という）に対して様式第1号により申し込むものとする。

2 県は、前項の規定による申込みがあったときは、次に掲げる事項に留意して、受入れの可否及び受入所属を決定し、大学等に通知するものとする。

(1) インターンシップを希望する目的、理由等が適当と認められること。

(2) インターンシップの受入所属の業務に支障がないこと。

3 県は、前項の規定により決定した受入れの内容、条件等に関し、大学等から特に要望があるときは、これを確認する協定書を締結することができる。

(インターンシップの募集)

第4条 県は、毎年度5月末までに、インターンシップの募集期間、募集内容等を静岡県のホームページ等により公表するものとする。

(実習期間及び実習時間)

第5条 実習期間は、学生実習生毎に7月から9月までの間に原則として原則2週間以内で定めるものとする。

2 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、県が必要と認めるときは、別に実習時間を定めることができる。

(報酬等)

第6条 県は、学生実習生に対して報酬、賃金、手当その他の金品を支給しない。ただし、県が必要と認める出張に係る旅費の実費弁償については、この限りではない。

(服務)

第7条 学生実習生は、在籍する大学等の学生等としての身分を保有したまま、実習を行うものとする。

- 2 学生実習生は、県職員の指示に従い、実習期間中は実習に専念し、法令を遵守しなければならない。
- 3 学生実習生は、実習上知り得た情報を漏らしてはならない。その実習を終えた後も、また、同様とする。
- 4 学生実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができないときは、あらかじめ受入所属にその旨連絡しなければならない。

(誓約)

第8条 学生実習生は、第3条第2項の規定による受入れの決定を受けたときは、県に対して、様式第2号による誓約書を提出しなければならない。

- 2 学生実習生が在籍する大学等は、前項の誓約書に記載された遵守事項について、学生実習生に対し指導徹底するものとする。

(実習の中止)

第9条 県は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

- (1) 学生実習生が第7条の規定による服務義務に反する行為を行ったとき。
- (2) 実習を継続することにより業務に支障が生じ、又は生じるおそれがあるとき。
- (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

- 2 県は、前項の規定により、実習を中止する場合は、その旨を大学等に通知するものとする。

(実習中における事故責任等)

第10条 大学等又は学生実習生は、実習期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 学生実習生が、故意又は過失により第7条第2項又は第3項の規定に反する行為により、県又は第三者に損害を与えたときは、学生実習生は、これらに対して責任を負わなければならない。

(実習の証明)

第11条 受入所属は、大学等が学生実習生の実習内容等についての証明を求めたときは、これに応じるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年5月24日から施行する。
- 2 改正後の静岡県庁インターンシップ実施要綱第10条第2項の規定は、施行日以後に実施するインターンシップについて適用し、施行日前に実施したインターンシップについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。